

令和6・7年度大館市入札参加資格審査申請（業者登録申請） に関する留意事項について【令和7年度追加受付】

大館市契約検査課

令和6・7年度大館市入札参加資格審査申請（令和7年度追加受付）に当たっては、次の事項に十分ご留意くださるようお願いいたします。

業者登録申請全般に関する留意事項

1. 追加受付の対象は、大館市内業者（大館市内に営業所を有する法人又は個人）に限ります。

業務種別により、「市内業者」の範囲が異なります。

業務種別	市内業者の範囲
建設工事	大館市内に主たる営業所を有するかた
測量及び建設コンサルタント等業務	
物品調達	大館市内に主たる営業所又は従たる営業所を有するかた
役務提供	

2. 申請書類は**大館市指定の様式を使用**してください。ただし、「大館市入札参加資格審査申請書」は、国の様式でも可としますが、宛名(大館市長宛)等の修正が必要です。また、大館市の様式に記載されている必要項目を満たしていなければ、受付できない場合がありますのでご注意ください。
3. 様式類は契約検査課ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。また、契約検査課窓口でも配布しています。

「建設工事」の登録に関する留意事項

手引 P. 2～3、P. 21～

1. 各登録項目（工事種別）の登録要件について
 - (1) 経営事項審査の総合評定値が500未満（舗装工事の場合は600未満）の工種については、登録できません。
 - (2) 経営事項審査の総合評定値通知書において、2年平均又は3年平均の完成工事高が「0（無）」である工種については、登録できません。
 - (3) **舗装工事への登録について、1級又は2級舗装施工管理技術者が1人以上在**

籍していなければ、登録できません。

2. 「建設工事」に登録されるかたは、「役務提供」の項目「小規模修繕等」には登録できません。（「小規模修繕等」は、建設工事業者として登録できないかたのための登録項目です。）

3. 発注者別評価について

「建設工事」に業者登録申請するかたは、「発注者別評価申告書」を必ず提出してください。詳しくは別紙「発注者別評価申告書」をご覧ください。

※ 発注者別評価とは、市発注工事工種別成績評定点や地域貢献活動の状況、社会的要請への対応状況を審査・評価する制度です。発注者別評定値を総合評定値に加点した総合点（希望しないかたには加点しません）をもって等級格付けの審査を行います。

※ 評価の結果については、契約検査課ホームページで公表します。

4. 「建設工事」については、新規登録に限り受け付けます。

※ すでに建設工事業者として令和6・7年度大館市入札参加資格を有しているかたが、登録項目を追加することはできません。

「測量及び建設コンサルタント等業務」の登録に関する留意事項

手引 P. 12

各登録項目の登録要件は、次のとおりとします。

測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第55条に基づく登録を受けていること (必須)
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条に基づく登録を受けていること (任意)
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく登録を受けていること (必須)
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条に基づく登録を受けていること (必須)
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条に基づく登録を受けていること (任意)

「物品調達」の登録に関する留意事項

手引 P. 13～

132種類の登録項目がありますので、内容を十分確認のうえ登録してください。登録項目によっては許可証・登録証等の写しを提出していただく項目もありますので、ご確認ください。

「役務提供」の登録に関する留意事項

手引 P. 14～

「役務提供」の小規模修繕等に登録されるかたは「建設工事」には登録できません。
登録項目によっては許可証・登録証等の写しを提出していただく項目もありますので、ご確認ください。

主な変更点

1. 申請は、電子メール（電子メールで提出できない場合は郵送）での受け付けとなります。大館市内のかたも同様に申請してください。電子メールに添付する申請書類データは、PDF形式で1つのデータにまとめて添付してください。

手引 P. 4～

2. 令和6年10月から電子契約を導入しております。「入札参加資格審査申請書」及び「登録営業所等調書」にメールアドレス記載欄には、電子契約などの契約や入札に係る連絡・確認先のメールアドレスを記載してください。

※ 電子契約とは、電子化された契約書をクラウド（インターネット）上に置き、電子署名等を行うことで締結する契約です。詳しくは、契約検査課ホームページ「契約書の電子化について」をご覧ください。

3. 市内建設工事業者は、発注者別評定値を総合評定値に加点した総合点（希望しないかたには加点しません）をもって等級格付けの審査を行います。詳しくは別紙「発注者別評価申告書」をご覧ください。

4. 有資格技術者の保有基準のうち、「舗装工事」の有資格技術者に、「1級舗装施工管理技術者」「2級舗装施工管理技術者」を追加しました。1級又は2級舗装施工管理技術者が1人以上在籍していることが登録の要件となります。

手引 P. 22